

釧路広域連合高山の森パークゴルフ場指定管理者 の選定（令和7年度～11年度）

1. 公の施設の名称及び所在地

釧路広域連合高山の森パークゴルフ場
釧路市高山30番地1

2. 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社 ヨシダ造園緑化
釧路市緑ヶ岡2丁目36番15号

3. 指定期間

2025年(令和7)4月1日から2030年(令和12)3月31日まで

4. 選定理由等

指定管理者選定委員会における審査の結果、株式会社 ヨシダ造園緑化が、釧路広域連合高山の森パークゴルフ場の指定管理者として最も適していると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として令和6年釧路広域連合議会10月定例会に提案し、議会の議決を得ました。

選定委員会における評価・意見など

- ・パークゴルフ場の生命線である芝の管理については、技術的な問題も含め、高評価できる。
- ・他団体の大会誘致等を図り、利用増に務めてほしい。
- ・強い思いをもって、工夫しながら管理にあたっており、管理者として適任と史料される。
- ・よりよいパークゴルフ場にしようとする意欲が感じられた。

5. 申請団体数

1 団体

6. 選考基準

選考は、次の基準により行い、総合的に、本施設の管理を行うに当たり最も適していると認める団体を指定管理者の候補者に選定しました。

- ① 地域住民の平等な利用を確保する等の適正な施設の管理ができること。
- ② 事業計画書の内容が、本施設の効用を最大限に発揮するとともに、経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ④ 地域経済への寄与や地域内雇用の確保などを図ることができること。

具体的な審査項目及び配点については、次のとおりとし、点数付けの結果に基づき、指定管理者の候補者を選定することとしました。

ただし、◎印の審査項目において問題がある場合には、合計点数に関わらず、指定管理者の候補者に選定しないことがあることとしました。

選考基準

選考基準	審査項目	配点
地域住民の平等な利用の確保等の適正な管理	◎施設の目的や性質に応じた地域住民の平等な利用の確保（特定の団体等に有利又は不利になるような差別的扱いが不当になされるおそれがないか） ◎施設管理における安全確保の手段、事故・災害時の対応 ◎施設の管理業務において取り扱う個人情報の管理体制の整備状況（指定管理者が個人情報を取り扱う業務を第三者へ委託する場合は、委託先の体制を含む。） ◎施設利用状況等の管理業務に係る情報の把握・記録・保存等の情報管理及び情報公開の方法 ◎施設の管理業務及び施設内における自主事業と他事業との区分経理などの財務の仕組み ◎関係法令等の遵守	15点
施設の効用の発揮、サービスの向上	◎緑地保全を中心とした管理業務の実施方法 ○利用の促進、利用者サービス向上の手段（他の関連施設や自主事業との連動による利用者の利便性向上等を含む。） ○利用者や周辺住民の苦情・要望等の反映の仕組みなどの整備状況	20点

管理経費の縮減等	<ul style="list-style-type: none"> ◎広域連合が指定管理者に支払うべき指定管理費の設定額とその妥当性 ○管理経費を縮減させる効率的管理運営の取組み ◎指定管理費以外の収入の設定額とその妥当性 ○収入増のための効果的管理運営の取組みと利益の広域連合への還元 	20点
事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力	<ul style="list-style-type: none"> ◎団体の資産その他の経営規模及び能力などの団体の安定性・継続性・専門性 ◎同種又は類似の施設の管理運営の実績とその適正性・健全性 ◎団体の理念、社会的信用、代表者や責任者の意欲・熱意 ○団体の運営における透明性や公正性（情報公開の仕組み、監査の体制や遵法管理の仕組みなどの整備状況） ○団体の環境保全の取組み、障がい者雇用、社会貢献等の状況 	20点
	<ul style="list-style-type: none"> ◎施設の管理業務を行う人員配置及び責任体制、管理・監督体制 ◎施設の管理業務を行う人材の確保及び専門性、育成体制の状況、待遇 ◎指定管理者として負担すべきリスクへの対応 	15点
地域経済への寄与、地域内雇用の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の管理業務に必要な資材等の調達方法 ○施設の管理業務に必要な従業員の採用方法 ○現に管理業務を行っている法人等の従業員の継続雇用の考慮 ○地域活動への参加等の地域貢献 	10点
計		100点

7. 選考方法

指定管理者選定委員会において、申請団体によるプレゼンテーション及び申請書類の審査を行った上、上記の選考基準に基づき選考しました。

8. 選考過程

令和6年5月20日 第1回選定委員会
募集方法及び選定基準の決定

令和6年7月24日 第2回選定委員会
申請団体プレゼンテーション、指定管理者の候補者の選定